

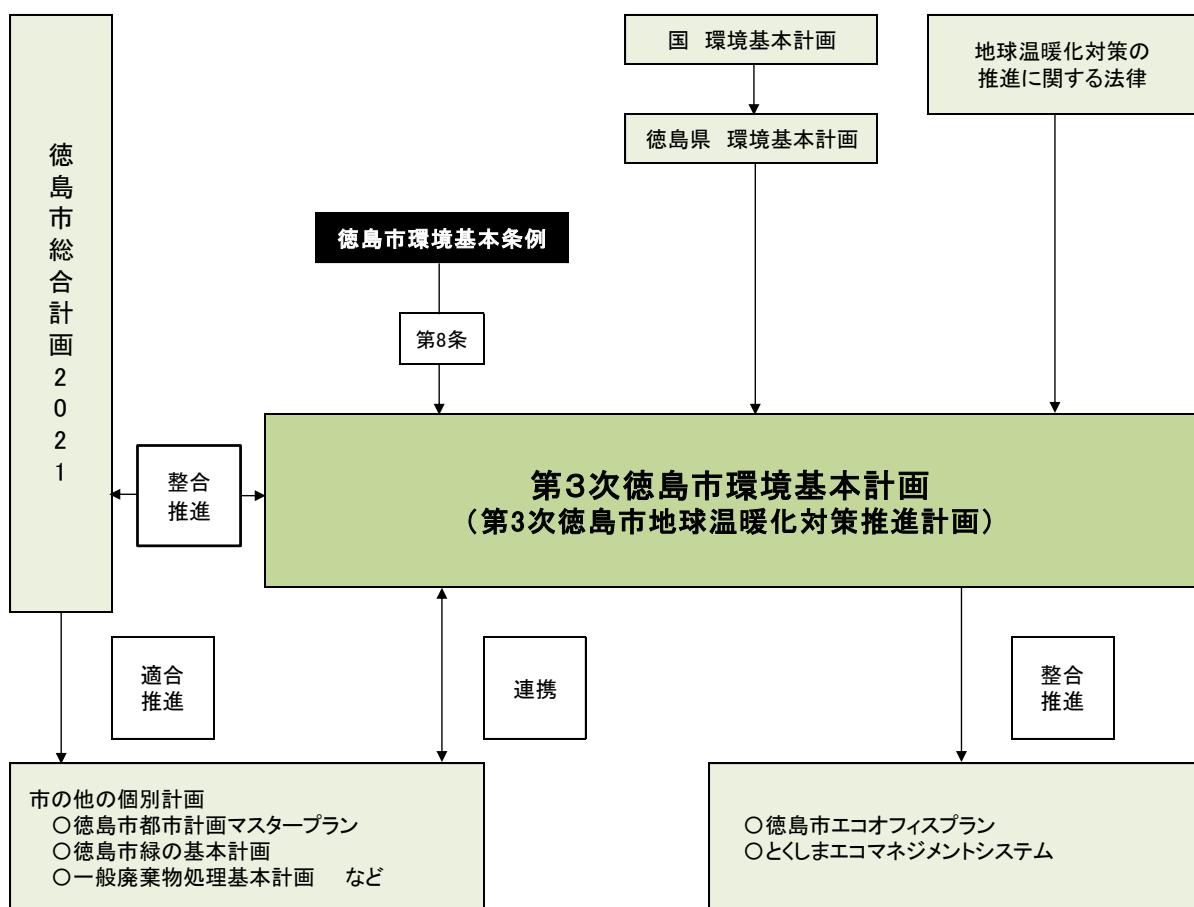
第1章 徳島市環境基本計画について

徳島市では、徳島市環境条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「徳島市環境基本計画」を策定し、市民・事業者と連携しながら様々な環境施策を推進しています。

1 第3次徳島市環境基本計画の概要

(1) 基本計画の目的と位置づけ

- ア 徳島市総合計画2021で掲げる市の将来像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置づけられます。
- イ 市が実施する環境の保全と創造に関する計画や施策だけではなく、環境に影響を及ぼす施策や事業についても、この計画の基本的な考え方や方向性に沿って実施するものとします。
- ウ 市の施策とともに、市民や事業者等の方々及び市の役割や行動指針を示した計画とします。



国は、平成5年に制定した「環境基本法」に基づき「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の基本的な方向性を示しています。

市においては、国の環境基本法及び環境基本計画等との整合を図りつつ、平成14年度に「徳島市環境基本条例」を制定するとともに、「徳島市環境基本計画」を策定しました。

「第3次徳島市環境基本計画」では、「徳島市総合計画2021」の趣旨・方針のもと、環境と関連の深い他分野の各種計画との連携を図るとともに、地球温暖化対策については、第3次徳

島市環境基本計画内の「第3次徳島市地球温暖化対策推進計画」のほかに「徳島市エコオフィスプラン」などの個別計画を策定し、環境施策を推進しています。

(2) 基本計画の対象

- ア 対象とする地域は、徳島市全域とします。
イ 対象とする環境の範囲は、徳島市環境基本条例第7条の「施策の策定等に係る指針」に基づき、地域環境としての「生活環境」「自然環境」「快適環境」とそれらを支える「地球環境」とします。

条例の指針	環境範囲	環境の要素
大気、水、土壤等を良好な状態に維持することにより、健康で安心して暮らせる生活環境を保全すること	生活環境	水質、大気、悪臭、騒音、振動、土壤、有害化学物質など
生物の多様性を確保するとともに、多様な自然環境を保全すること	自然環境	気象、地形・地質、動植物、自然景観など
人と自然が触れ合える潤いと安らぎを感じる快適な環境を創造すること	快適環境	土地利用、都市環境、緑化など
資源の循環的利用を推進し、地球環境保全に資すること	地球環境	地球温暖化、省エネルギー、廃棄物など

(3) 基本計画の期間

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

(4) 基本計画とSDGsとの関わり

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015（平成27）年の国連サミットで採択されたもので「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17の目標と、それらの達成のための具体的な169のターゲットで構成される2030（令和12）年までの国際社会共通の目標です。

第3次徳島市環境基本計画ではSDGsの考え方を取り入れ、施策の展開において、環境課題からアプローチを行うものとした上で、環境課題のみならず社会・経済課題の解決につながることを視野に入れています。



(5) 基本計画の基本目標

人々の生活と豊かな自然環境が近しくある「水都徳島」の環境を守り、「自然」と「人」が共生したまちの実現のために、5つの基本目標を設定します。

徳島市が目指す環境像

四国三郎が育んだ緑豊かな環境共生都市・とくしま
～将来世代とともに 希望あふれる未来をめざして～

5つの基本目標

基本目標1 地球市民として脱炭素社会をめざすまち 兼 第3次徳島市地球温暖化対策推進計画

環境に配慮した行動や事業活動が定着した、脱炭素型で気候変動につよいまちづくりをめざします。

なお、本計画は「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるもので、「第2次徳島市地球温暖化対策推進計画」を引き継ぐものです。



基本目標2 いつまでも健康で安心して暮らせるまち

将来にわたって、良好な水や大気、土壤などが確保された、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。



基本目標3 快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち

豊かな自然を保全するために、自然に対する関心度を高め、自然と人が共生できるまちをめざします。



基本目標4 持続可能な資源循環システムが構築されているまち

廃棄物の発生抑制対策を行うとともに、持続可能な資源循環システムが構築されているまちをめざします。



基本目標5 次世代につなぐ、環境行動力の高いまち

徳島市の豊かな環境を将来世代に引き継いでいくため、環境について学び、積極的に取り組むことのできるまちをめざします。



2 基本計画の体系

基本目標	基本施策	施 策
基本目標 1 地球市民として 脱炭素社会を めざすまち (地球環境)	エネルギー利用に伴い排出 される温室効果ガスの削減	◆ 地球温暖化対策 ◆ 再生可能エネルギーの利用促進
	脱炭素まちづくりの推進	◆ 環境に配慮した交通対策 ◆ 吸收源対策及びヒートアイランドの緩和
	気候変動につよいまちづくり	◆ 自然災害対策 ◆ 健康被害防止
基本目標 2 いつまでも健康で 安心して 暮らせるまち (生活環境)	水環境・土壤環境の保全	◆ 水環境のモニタリング ◆ 事業活動による水質汚濁の防止 ◆ 生活排水への対策 ◆ 地下水・土壤汚染対策の推進
	大気環境・音環境の保全	◆ 大気環境・音環境のモニタリング ◆ 事業活動による大気汚染、悪臭発生の防止 ◆ 騒音・振動の防止
	有害化学物質などへの対策	◆ 有害化学物質による環境汚染の防止 ◆ 公害の未然防止
基本目標 3 快適で 安らぎのある、 自然と人が 共生できるまち (自然・快適環境)	身近な自然環境の保全	◆ 生物多様性の確保 ◆ 鳥獣保護・管理の推進
	水と緑、自然とのふれあいの 推進	◆ 水と緑とのふれあいの場や機会の提供 ◆ 水辺空間の創出、緑化の推進
	里地・里山の保全、創造	◆ 森林・農地の保全 ◆ 環境保全型農業の推進 ◆ 地産地消の推進
	良好な景観形成の推進	◆ 地域特性を活かしたまちづくり ◆ 自然景観の保全と活用
基本目標 4 持続可能な資源 循環システムが 構築されている まち (循環型社会)	ごみの減量、リサイクル	◆ ごみを出さないライフスタイルの推進 ◆ ごみの発生抑制 ◆ 再資源化の推進 ◆ グリーン購入の推進 ◆ 食品ロス削減などへの対策
	プラスチックごみ対策	◆ プラスチックごみ削減の推進 ◆ 海洋プラスチックごみ対策
	安心できるごみ処理体制の確 保	◆ 環境負荷の少ないごみ処理体制の構築 ◆ 適正処理の推進
基本目標 5 次世代につなぐ、 環境行動力の高い まち (環境学習・ 環境保全活動)	環境教育・環境学習の充実	◆ 環境教育・環境学習の推進 ◆ 学校における環境教育・環境学習の推進 ◆ 人材の育成、活用
	環境保全活動の推進	◆ 活動の支援 ◆ 活動の場の整備、提供 ◆ 環境保全活動のためのネットワークづくり
	環境情報の充実、共有	◆ 環境情報の収集 ◆ 環境情報の提供、発信

3 基本計画に掲げる定量目標の達成状況

基本目標	指 標	目標値 (R12)	実績値 (R3)
地球市民として脱炭素社会をめざすまち	市域から排出される温室効果ガス排出量	平成 25 年度比 40%削減 (H25 排出量 2,259 千 t-CO ₂)※	1,490 千 t-CO ₂ (R1) (34.0 %削減)
	省エネルギーに取り組めていると感じる市民の割合	令和 3 年度調査値比 10%以上向上	59.0 %
	市役所から排出される温室効果ガス排出量	平成 25 年度比 40%削減 (H25 排出量 62,395 t-CO ₂)	44,835 t-CO ₂ (28.1 %削減)
	住宅用太陽光発電システム設置件数（累積件数）	10,000 件	6,192 件
	災害への備えが整っていると感じる市民の割合	55.0 %	41.9 %
いつまでも健康で安心して暮らせるまち	生活排水が適切に処理されていると感じる市民の割合	70.0 %	51.1 %
	水質汚濁 (BOD、COD) に係る環境基準達成率	継続達成	達成
	汚水処理人口普及率	90.0 %	83.3 %
	大気汚染に係る環境基準達成率 (SO ₂ 、NO ₂ 、SPM)	継続達成	達成
	騒音に係る環境基準達成率 (道路に面する地域を除く)	継続達成	75.0 %
	有害化学物質 (ダイオキシン類) に係る環境基準達成率	継続達成	達成
快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち	まちなかに緑や水辺が豊富であると感じる市民の割合	92.0 %	74.2 %
	緑化推進事業参加者数	4,700 人	3,931 人
持続可能な資源循環システムが構築されているまち	市民一人一日あたりのごみ排出量	838 g	1,007 g
	リサイクル率	31.3 %	13.9 %
	プラマークごみ (プラスチック製容器包装) 分別収集量	3,012 t	3,823 t
次世代につなぐ、環境行動力の高いまち	出前環境教室参加人数 (累積人数)	17,000 人	3,387 人
	NPO などとの協働事業数	135 事業	65 事業
	子ども環境リーダー認定数 (累積人数)	1,500 人	911 人

※統計資料が遡って修正されたため、排出量を修正

4 推進体制

徳島市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、庁内関係部局の連絡及び調整を図り、必要な事項について審議する組織として設置している徳島市環境調整会議（会長：第一副市長、委員：各部局の部長など）及び幹事会（会長：環境部長、幹事：各部局の副部長など）において、環境基本計画や徳島市エコオフィスプラン、環境基本条例等の環境に関する施策の策定・実施にあたり、関係部局相互の総合調整を図っています。

また、環境保全に取り組む市民や市民団体等がより積極的に取り組めるよう、情報交換の場を提供しています。

